

自転車の安全な乗車について

梅雨の候、保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本校では自転車の安全運転の意識付けと子どもの命を守るために、4月に交通安全教室を実施し、各学級においても、事故が起きないように指導しております。全国のニュースや報道などでも、自転車運転者のモラル意識の低さや交通ルール違反による社会問題の発生、事故等が大きな問題となっています。また、児童が被害者になるだけでなく、加害者となるケースも見られます。このような現状から、自転車で起こり得る大事故を減少もしくは未然に防ぐため、西原小学校の自転車についての考えを保護者にお示しします。

つきましては、保護者の皆様には、御理解を求めるとともに、自転車の安全な乗り方について、再度お子さんと話し合い、安全な乗り方を確認していただきたいと思います。

自転車についての本校の考え

自転車について、本校は以下の考えです。御理解をお願いします。なお、これは強制ではなく、児童の自転車利用は、保護者の方の責任に委ねておりますので、その下での利用をお願いします。（自転車の乗り方の交通安全教室は、3年生以上で指導を行っています。）

- 1 自転車は校区内で乗りましょう。
- 2 学校として乗る際に望ましく思う場所は、

1・2・3年生・・・家の敷地内

4年生・・・・・・家の敷地内またはその周辺（保護者が認める範囲）

5・6年生・・・・・・校区内

- 3 自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用しましょう。
- 4 交通量の多い道路やバス等の通る道路はできるだけ避けましょう。
- 5 その他（キックボードやジェイボードの乗り方について）

キックボードやJボードは、道路などで乗らないようにしましょう。乗る場合は家の敷地内または乗車可能な公園で乗るようにしましょう。その時は、必ずヘルメットを着用しましょう。

【参考】

「道路交通法」〔令和5年4月改正及び施行〕

- 自転車は、「軽車両」であり、車両の一種です。ただし、車両を押して歩いている者は歩行者と見なされます。
- 自転車を運転する人は、ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。（努力義務）
- 自転車は車道通行の原則に従い、車道の左側及び白線1本の路側帯を走ることができますが、歩行者の妨害をしてはいけません。
- 白線2本の路側帯は歩行者専用なので、自転車は通行できません。
ただし例外として・・・
 - ① 「自転車および歩行者専用」の標識がある場合
 - ② 運転者が13歳未満と70歳以上、身体が不自由な人が運転している場合
 - ③ 車道の状況を見て、危険だと判断される場合は、通行することができます。
ただし、通行区分が指示されている場合はそこを通り、ない場合は車道側を通行することとなります。

「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」

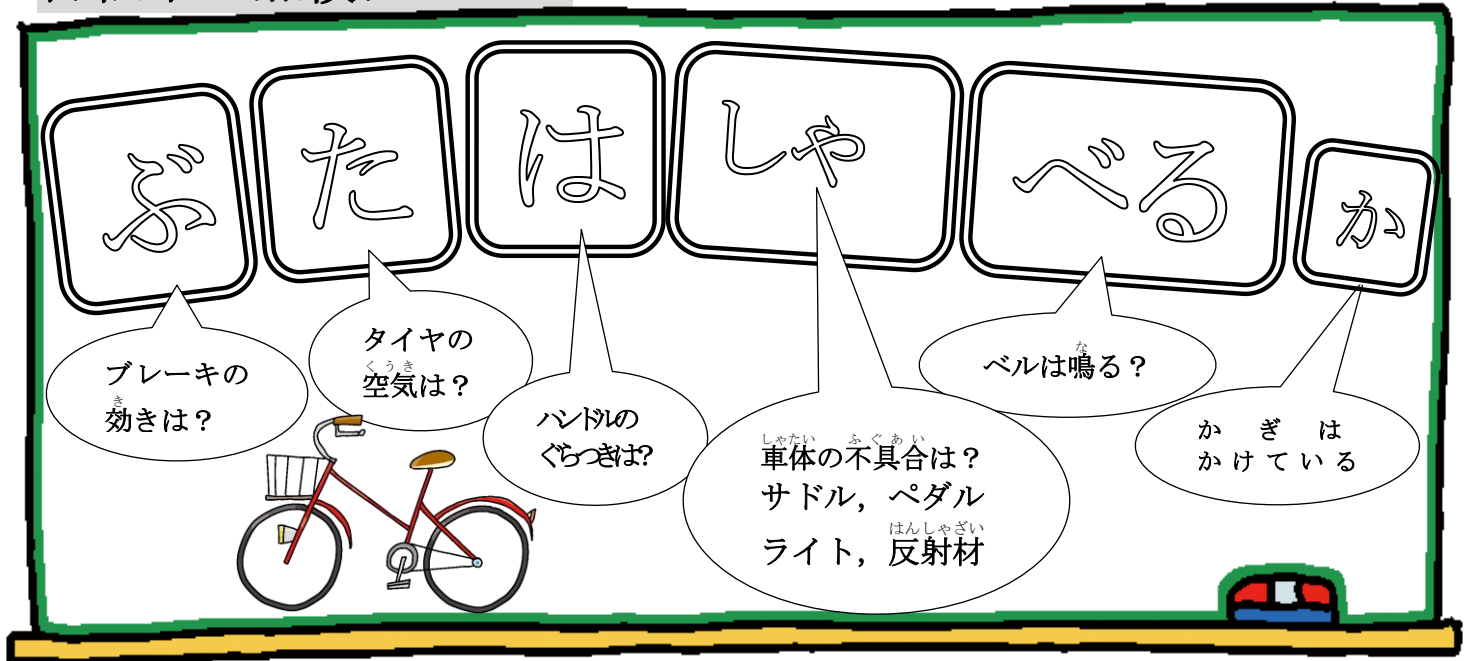
自転車に関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、平成29年から条例が施行されています。

- 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。
- 中学生以下の幼児、児童又は生徒が自転車を利用する時は、ヘルメットを着用させなければならない。
- 幼児用座席に幼児を乗車させるときは、幼児にヘルメットを着用させなければならない。

～乗る前の「点検・ヘルメット・声かけ」で安全な運転～

あんぜん じてんしゃ の 安全な自転車に乗ろう

じてんしゃ てんけん
自転車の点検は・・・



ひょうしき
この標識のあるところではどうしたらいいの?



いちじていし
一時停止

いちど と
一度 止まって
みぎひだり あんぜん
右左の安全を
たしかめます。



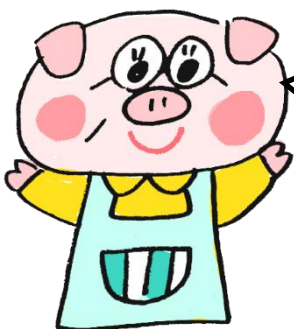
じてんしゃつうこうど
自転車通行止め

じてんしゃ
自転車はここを
とお
通ってはいけま
せん。



じてんしゃおよ ほうこうしゃせんよう
自転車及び歩行者専用

じてんしゃ ほうこうしゃ
自転車と歩行者
だけが通れる
どうろ
道路です。



- ◎ じてんしゃ くるま なかま
自転車は車の仲間です。
- ◎ の まえ てんけん
乗る前には、点検をしましょう。
- ◎ あたま
ヘルメットは、頭にありますか?
- ◎ あごのひもは、しっかり締めましょう。